

### 国民年金保険料免除制度

#### 国民年金保険料免除制度とは

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、保険料の全額、4分の3、半額または4分の1の納付が免除される制度です。

#### 免除期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、保険料を納付した場合に比べ、次の額にそれぞれ減額されます。

- 全額免除は2分の1
- 4分の3免除は8分の5
- 半額免除は4分の3
- 4分の1免除は8分の7

(ただし、4分の3免除は4分の1の保険料を、半額免除は半額の保険料を、4分の1免除は4分の3の保険料を納付しなければ未納扱いになります)

#### 免除基準

申請者、配偶者、世帯主の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。

なお、失業や火災等の災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、本人所得に関わらず免除が承認される場合があります。

#### 平成23年度に免除承認された方

平成23年度(平成23年7月から平成24年6月)に全額免除を承認された方で継続申請の手続きをされた方(希望された方)は申請書の提出は不要です。

なお、平成23年度に失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要で

#### 若年者納付猶予制度とは

学生でない30歳未満の方で、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、納付が猶予される制度です。

#### 猶予期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入しますが、老齢基礎年金等の年金額には反映しません。

#### 猶予基準

申請者、配偶者の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。なお、失業や火災等の災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、本人所得に関わらず免除が承認される場合があります。

#### 平成23年度に免除承認された方

平成23年度(平成23年7月から平成24年6月)に猶予を承認された方で継続申請の手続きをされた方(希望された方)は申請書の提出は不要です。

なお、平成23年度に失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要で

#### 学生納付特例制度とは

学生の方で、本人に前年の所得がない場合や所得が基準以下の場合、申請し承認されることにより、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※区役所・支所の保険年金課のほか、在学中の学校でも手続きができる場合があります。申請される場合は、在学証明書が必要で

は、在学証明書が必要で

#### 対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程に在籍)等に在学する昼間部、夜間部、定時制、通信課程に在学する学生、生徒です。

#### 特例期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

#### 特例基準

申請者の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。なお、失業や火災等の災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、所得に関わらず特例が承認される場合があります。

#### 平成23年度特例承認された方

引き続き申請される方は、年金事務所から送付された申請書(ハガキ)を平成24年4月中に提出してください。☎区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

### 第三子以降及び多胎の出産をサポート!

二人以上の子どもを養育しながらの出産や多胎出産は、身体的、精神的に負担が大きいと考えられます。

市では、平成22年度から子育ての負担軽減等の観点から、第三子以降のお子さんを出産する家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う制度を実施しています。

平成24年度からは、派遣対象を多胎出産の世帯まで拡大し、育児に係る負担の一層の軽減を図ります。

●対象者/市内に在住の第三子以降の子の出産前後(※)または多胎出産の前後で、適切に家事等を行う方が他にいない方

※小学生以下の兄や姉が2人以上

いる場合のみ

●期間/出産予定日の2ヵ月前から、出産(予定)日の2ヵ月後まで。ただし、多胎出産の場合は出産後1年まで

●派遣日/月曜日から日曜日(年末年始を除く)

●時間/午前7時30分から午後7時まで

●回数/1日1回、1回当たり2時間以内、16回以内。ただし、多胎出産の場合は32回以内

●サービス内容/掃除、洗濯、炊事等の家事、保育及び育児の補助

●料金/①生活保護世帯及び市民税非課税世帯=無料 ②その他の世帯=800円/時間

●申込先/区支援課(☎592-3247)

### <ごみ減量の取組に関する助成制度>

区役所・支所等で配布している申込書で、①②は、平成25年3月29日、③は、1月31日(必着)までにお申し込みください。いずれもその他の要件や審査があります。

①コミュニティ回収登録団体募集

●対象/地域で自主的に古紙・古着・缶・びん等を回収する団体

●募集数/全市で100件

●助成内容/チラシの作成や回収等に必要費用の一部

●助成額/年間1,500円～15,000円(応募時期・回収品目により異なる)

②てんぷら油回収登録団体等募集

●対象/家庭から排出される使用済てんぷら油を定期的に回収する

団体・個人

●募集数/全市で100件

●助成内容/チラシの作成や油の回収に必要な費用の一部

●助成額/年間2,000円～20,000円(応募時期・回収拠点数により異なる)

③生ごみ・落ち葉等堆肥化活動団体募集

●対象/生ごみや落ち葉等の堆肥化を行う概ね10世帯以上の団体

●募集数/全市で30件

●助成内容/チラシの作成や堆肥化活動に必要な費用

●助成額/上限5,000円

●問合せ先/山科エコまちステーション(☎366-0184)

### 情報掲示板

- 時=日時
- 場=場所
- 字=文字の見方
- 費=費用
- 必=必要なもの
- 申=申込方法
- 問=問合せ先

#### 申請・手続き

#### 24年度介護保険料通知書の送付

京都市の介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)を対象に、平成24年度の介護保険料の通知書を、4月下旬までにお届けします。

今回の通知書でお知らせする保険料は、平成23年度の市民税をもとに仮に計算したものですので、平成24年度の市民税が確定した後の7月に保険料を計算し直し、確定通知書をお届けします。

○平成24年2月の年金から保険料の引き落とし(特別徴収)された方・平成24年4月の年金から保険料の引き落とし(特別徴収)が開始となる方・口座振替の方=通知書に納付書は付いていません。

○平成24年6月の年金から保険料の引き落とし(特別徴収)が開始となる方=今回の通知書に4月分・5月分の2枚の納付書が綴られています。○それ以外の方=今回の通知書に4月分から6月分までの3枚の納付書が綴られています。

納付書が付いている場合は、毎月、納期限までに最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)で納めてください。

毎月、納付書で直接お納めいただく方には、便利な口座振替をお勧めします。申し込みは、次の1～3のものををお持ちのうえ、取引口座のある金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)でお申し込みください。

- 1 「介護保険料の通知書」
- 2 「預金通帳」または「貯金通帳」
- 3 「口座届出印」

☎区福祉介護課介護保険担当(☎592-3290)

#### 24年度の国民健康保険料の納付は口座振替をご利用ください

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなくとても便利です。ぜひ、口座振替をお申込みください。

お申し込みは、領収書または納入通知書など国民健康保険記号番号(後期高齢者医療制度は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの、預金(貯金)通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、金融機関、郵便局または区役所・支所保険年金課の窓口へ。なお、お申し込み後、手続きが完了するまで2ヵ月ほど掛かりますので、お早目にお申し込みください。

※国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードをお持ちであれば保険年金課窓口で申し込み手続きが完了します。※特別徴収の対象の方で、口座振替の納付に変更を希望される場合は、区保険年金課へ口座振替の申し込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

○保険料の納め忘れはありませんが、保険料の負担公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。☎区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

#### 後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成24年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。

○特別徴収(年金からの天引き)の方 平成23年度から引き続き、特別徴収される方については、平成24年2月に特別徴収された額と同額の保険料額が、平成24年4、6、8月に支給される年金から特別徴収されます(仮徴収)。平成24年度の正式な保険料額と、平成24年10、12月及び平成25年2月に特別徴収する保険料額については、7月にお知らせします(平成24年4月にお知らせは送付しませんが)

平成24年4月から新たに保険料が特別徴収される方については、平成23年度の保険料額に基づいて平成24年4、6、8月に特別徴収する額を決定しています(別途お知らせを送付しています)。

○普通徴収(納付書による納付または口座振替)の方 平成24年度の正式な保険料額と、7月～平成25年3月の納付額は、平成24年度の市民税額決定後、7月にお知らせします(平成24年4月にお知らせは送付しません)。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

#### 相談

##### 無料法律相談

時毎週水曜日(閉庁日を除く)13:15～15:15。曇区第2会議室。定15名。☎当日8:30から整理券配布。先着順。☎区まちづくり推進担当(☎592-3088)

##### 無料行政相談

時5月10日(木)13:30～16:00。曇区第2会議室。☎区まちづくり推進担当(☎592-3088)

##### 行政書士の市民窓口相談会

時5月15日(火)14:00～16:00。費無料。曇区第2会議室。☎京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

#### イベント・講座

##### 山科図書館(☎581-0503)

※開館時間/10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日/火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。【子ども読書の日】おたのしみ会

時4月14日(土)11:00～。時4月15日(日)11:00～。時4月16日(月)11:00～。(赤ちゃん向け)

時4月21日(土)11:00～。よんでよんで赤ちゃんの会

時5月7日(月)11:00～。赤ちゃん絵本の読み聞かせ

テーマ図書展示と貸し出し

5月 一般書「憲法」

えほん 「レオ・レオニ、エリックカール」

絵の展示(幼児コーナー)

4・5月は「いずみ幼稚園児の作品」

4月23日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。曇百々自治会館(百々小学校)

時5月7日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。曇山科団地市民住宅集会所。☎区健康づくり推進課(☎592-3474)

5月5日(土)「こどもの日」に無料開放します。

東温水プール(伏・石田西ノ坪)を無料開放します。

時9:00～12:00と13:30～16:30(入れ替え制)。曇当プール。☎東温水プール(☎571-3100)

#### 山科青少年活動センター(☎593-4911、FAX593-4916、E-mail:yamashina@ys-kyoto.org、URL:http://www.ys-kyoto.org/yamashina)

「やませいへいこ」参加者募集! お菓子づくりや、ものづくり、スポーツや公園で遊ぶプログラムをしています。

①時4月28日(土)13:00～15:00「バドミントン大会」。費無料。

②時5月12日(土)14:00～16:00「フットサル大会」。費無料。

※①・②とも、曇当センター。☎市内在住または通学・通勤している中学生～30歳までの方。中学生のスポーツタイム

中学生限定で毎週土曜日の午後にスポーツルームを開放しています。予約や申し込みなどは不要です。ラケットなどは貸出しています。体育館シューズだけを持って、気軽に来てみてください。

時毎週土曜日15:00～17:00。曇当センター。費無料。☎不要。

※いずれも、☎市内在住または通学・通勤している中学生～30歳までの方。中学生のスポーツタイム

中学生限定で毎週土曜日の午後にスポーツルームを開放しています。予約や申し込みなどは不要です。ラケットなどは貸出しています。体育館シューズだけを持って、気軽に来てみてください。

時毎週土曜日15:00～17:00。曇当センター。費無料。☎不要。

※いずれも、☎市内在住または通学・通勤している中学生。☎地域子育て相談事業

ひよこ「元気に親子体操」

時5月16日(水)14:00～。☎活動できる服装、上履き(あれば)。曇アウエ・マリア幼稚園(御陵中筋町3)。

時1歳6ヵ月～未熟園児。費200円(おやつ付き)。☎電話。☎アウエ・マリア幼稚園(☎592-6404)

#### 案内

##### 献血会

時4月23日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。曇百々自治会館(百々小学校)

時5月7日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。曇山科団地市民住宅集会所。☎区健康づくり推進課(☎592-3474)

##### 東温水プール

5月5日(土)「こどもの日」に無料開放します。

東温水プール(伏・石田西ノ坪)を無料開放します。

時9:00～12:00と13:30～16:30(入れ替え制)。曇当プール。☎東温水プール(☎571-3100)

### 「山科かるた」が誕生

山科の魅力を“かるたあそび”を通して、子どもたちに伝えようと区内の小学生203名からの応募作品をもとに、「NPO法人山科醍醐こどものひろば」が「山科かるた」を制作しました。京都東山ロータリークラブの支援により区内の幼稚園・保育園・小学校などに寄贈されます。

絵札や箱の内外に応募作品が散りばめられ、楽しく山科の魅力を

知ることができます。

希望者への配布は、次のとおりです。

●日時/4月20日(金)午前10時から(先着順で50名)

●配布場所/げんきスポット0-3(竹鼻地藏寺2-1)

●問合せ先/NPO法人山科醍醐こどものひろば(☎591-0877)

### 行楽シーズンにおける交通事故防止

5月は「自転車安全利用推進月間」です。

行楽シーズンを迎え、自転車に乗って外出する機会も増えます。

自転車に乗るときは、交通ルールやマナーをしっかりと守りましょう。

●自転車安全利用5則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者専用で、車道寄り

を徐行

4 安全ルールを守る

●飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

・交差点での信号厳守と一時停止、安全確認

・夜間はライトを点灯

5 こどもはヘルメットを着用

●自転車盗難のご注意ください

・「少しの間だから…」、「自宅だから」と安心してカギを掛けないのはダメ

・「急いでいるから」、「めんどうだから」と道路に駐輪するのはダメ

・もしものために防犯登録をしておきましょう

いつでもどこでも2(ツー)ロック!!

●問合せ先/山科警察署(☎575-0110)

希望者への配布は、次のとおりです。

●日時/4月20日(金)午前10時から(先着順で50名)

●配布場所/げんきスポット0-3(竹鼻地藏寺2-1)

●問合せ先/NPO法人山科醍醐こどものひろば(☎591-0877)

希望者への配布は、次のとおりです。

●日時/4月20日(金)午前10時から(先着順で50名)

●配布場所/げんきスポット0-3(竹鼻地藏寺2-1)

●問合せ先/NPO法人山科醍醐こどものひろば(☎591-0877)

### 区役所駐車場を有料化しました

3月12日から、区役所駐車場を整備し、有料化しています。これに伴い、出入口には機械式のゲートが設置されました。区役所に用事で来られた方は、入庫の際に発券される駐車券を、用務先の窓口にご提示ください。割引処理をして返却します。駐車券は出庫の際に必要となりますので、紛失しないようご注意ください。

なお、駐車スペースには限りがありますので、来庁の際には、できる限りバス・地下鉄などの公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。駐車場利用料金は、以下のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

区役所に用務のある来庁者は原則として60分間無料となります。

時間帯		単位	料金
平日(月～金)	8時～18時	30分	100円
		最大料金	なし
土・日・祝日	8時～18時	30分	100円
		最大料金	500円
	18時～8時	60分	100円
		最大料金	300円



●問合せ先/区総務・防災担当(☎592-3065)

### 京都市市民憲章推進者区長表彰



3月5日、区役所において京都市市民憲章区長表彰式が行われました。平成23年の推進テーマ「市民力」、「地域力」で切り拓こう未来の京都へいつまでも「京都に住んでいて良かったね。」と言えるまちを目指して～と6つの実践目標に基づき、活動を推進してこられた区民14名と6団体に、区長から表彰状が贈られました。

実践目標

①「京都市力」を結集して、被災された方々を支援しよう【被災者支援等】

②「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を合言葉に環境にやさしい暮らしを実践しよう【環境保全活動等】

③みんなで支え合いながら、安心・安全に暮らせるまちをきずきましよう【安心・安全なまちづくり、福祉、スポーツ活動、人権全般等】

④散乱ごみや放置自転車のない緑豊かな美しいまちにしましよう【美化活動等】

⑤自然・景観や伝統、文化財をはじめ、世界に誇る京都の財産を大切に守り伝えましよう【芸術文化、

伝統芸能、文化財保護、景観保全活動等】

⑥国内外の旅行者をおもてなしのところで迎えましよう【観光関係等】

●個人の部

池田 美千子さん(勤修)

窪田 昭恵さん(勤修)

木谷 良和さん(山階)

高熊 京子さん(音羽)

嶋田 和郎さん(安来)

細見 敷夫さん(大宅)

小野 巖さん(大宅)

山野 秋子さん(山階南)

中川 良雄さん(大塚)

中川 吉和さん(大塚)

海老名 悦子さん(小野)

中川 幸子さん(西野)

野口 幸江さん(西野)

中嶋 恵二さん(西野)

●団体の部

東野北部第七町内会、さんかい